

活水女子大学における障がいのある学生への修学支援について

本学では障がいのある学生への修学支援を行っています。

必要に応じて、教員や所属学科事務室と連携して、授業や学生生活における合理的配慮の提供に関する支援を行っています。

以下の所属する学科窓口や、学生部(課)窓口までお申し出ください。

- ・学科(主任、担任、チューター、実習助手、事務室員等)
- ・学生部(学生部長、学生生活支援課、保健師、就職課等)
- ・学生相談室

合理的配慮とは・・・

「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されています。(文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」より抜粋)

簡単に言うと、

障がいのある学生が、他の学生と等しく学ぶための機会を確保するために行う変更・調整のことを指します。障がいなどを抱える学生が直面する学修上の困り事に対し、個別に対応・調整を行いますが、教育の質の変更や過度の負担のない範囲で行われます。

合理的配慮の内容は、障がいの特定等により様々です。以下は配慮内容の一例です。
科目の特性によっては、支援を受けることができない場合もあります。

主な障がい	配慮内容(例)
聴覚障がい	授業内容の視覚化(プリントや電子データの配付等)
視覚障がい	拡大読書機の利用、ボイスレコーダーによる授業内容の録音
肢体不自由	自家用車による通学、キャンパス内への駐車許可、移動補助
病弱・虚弱(内部障害)	座席配慮、移動補助、途中入退室の許可、試験の別室受験
発達障がい	座席配慮、レポート等提出期限延長、提出物の期限等の確認
精神障がい	途中入退室の許可、試験の別室受験

お問い合わせ先: 学生生活支援課
MAIL: stusec@kwassui.ac.jp
TEL: 095-820-6027